

## 【中国】法律支援法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2021年8月20日、経済的な困難を抱える者に無償で法律相談、刑事弁護等を提供する法律支援の実施者、申請者及び対象事由等を拡大する法律が制定された。

### 1 背景と経緯

中国の法律支援<sup>1</sup>制度は、人民法院組織法や刑事訴訟法が規定する指定弁護に始まり<sup>2</sup>、2003年の法律支援条例（全6章31か条）により、制度の枠組みが整備された<sup>3</sup>。2015年の中国共産党中央及び国务院の「法律支援制度の整備に関する意見」<sup>4</sup>では、民事及び刑事の両面で、支援の対象事由、対象者等を拡大し、社会的弱者の利用を促す等の更なる制度の充実が求められた。2018年、全国人民代表大会常務委員会の第13期立法計画に法律支援法の制定が盛り込まれ、司法部が草案を作成し、2021年1月から同常務委員会での審議が行われた。同法は、2021年8月20日に採択公布され（中華人民共和国主席令第93号）、2022年1月1日に施行された<sup>5</sup>。

### 2 概要

#### (1) 章構成

全6章71か条から成る。第1章：総則（第1条～第11条）、第2章：機構及び人員（第12条～第21条）、第3章：形式及び範囲（第22条～第34条）、第4章：手続及び実施（第35条～第50条）、第5章：保障及び監督（第51条～第60条）、第6章：法的責任（第61条～第67条）、第7章：附則（第68条～第71条）。

#### (2) 総則

法律支援とは、経済的に困難な状況にある公民及びその他の当事者に、法律相談、訴訟代理、刑事弁護等を無償で提供する国の制度である（第2条）。国务院の司法行政部門は、全国の法律支援業務を指導し、監督する（第5条）。弁護士協会<sup>6</sup>は、弁護士事務所及び弁護士による法律支援業務への参画を指導し、援助しなければならない（第7条）。

#### (3) 機構及び人員

県級以上の政府の司法行政部門は、法律支援機構を設立しなければならない。法律支援機構は、法律支援申請を受理・審査し、弁護士等の法律支援者を派遣して法律支援を行い、手当を支給する責任を負い（第12条）、弁護士資格等を持つ所属人員に法律支援を行わせ、連絡所等

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

<sup>1</sup> 法律支援の中国語原文は「法律援助」。法律扶助とも訳される。

<sup>2</sup> 高見澤磨, 鈴木賢編『要説中国法』東京大学出版会, 2017.9, pp.290-291.

<sup>3</sup> 「法律援助条例」国家法律法規数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjNjYmIzYzAxNmY0MGUzMGQ3NDASNDU%3D>> 2003年7月21日公布、同年9月1日施行 国务院令 第385号。

<sup>4</sup> 「中办国办印发《关于完善法律援助制度的意见》」2015.6.29. 中国政府网 <[http://www.gov.cn/xinwen/2015-06/29/content\\_2886516.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-06/29/content_2886516.htm)>

<sup>5</sup> 「中华人民共和国法律援助法」国家法律法規数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3YjY0NzJhMzAxN2I2NTc3ODIwZjAwNjE%3D>>

<sup>6</sup> 中国語原文は「律师协会」。司法部の指導を受ける業界団体である中華全国弁護士協会を指す。「协会介绍」中国律师网 <<http://www.acla.org.cn/home/toMenu?menuIdStr=1>>

を設けて申請を受理し（第 13 条）、人民法院、人民検察院等に当番弁護士を駐在させ、弁護人のいない被疑者、被告人に法律支援を行うことができる（第 14 条）。弁護士事務所等は、所属弁護士等による法律支援義務の履行を援助し、保障しなければならない（第 16 条）。国は、個人が法律支援ボランティアとなり法律支援を行うことを援助する（第 17 条）。法律支援者は、法に従い職責を履行し、基準に合う法律支援を被支援者に提供し、その適法な権利・利益を保護しなければならない（第 19 条）、被支援者から財物を受け取ってはならない（第 20 条）。

#### （4）形式及び範囲

法律支援機構は、①法律相談、②法律文書の作成代理、③刑事弁護、④各種訴訟の代理、⑤当番弁護士による法律的援助<sup>7</sup>、⑥労働争議の調停・仲裁代理等の法律支援を提供することができる（第 22 条）。刑事事件の被疑者、被告人等が①未成年者、②障害者、③責任能力のない成年者等に該当し、弁護人がいないとき、人民法院等は、法律支援機構に連絡し、弁護士に弁護を担当させなければならない（第 25 条）。無期懲役、死刑が求刑され得る者及び死刑再審案件の被告人には、法律支援機構は、3 年以上の業務歴を持つ弁護士に弁護を担当させなければならない（第 26 条）。国家賠償、弔慰金、養育費、労働報酬等の請求の当事者で、経済的困難のため委任代理人のいない者は、法律支援機構に申請することができ（第 31 条）、英雄烈士<sup>8</sup>の親族による英雄烈士の名誉保護等の場合、経済的困窮を条件としない（第 32 条）。

#### （5）手続及び実施

人民法院等は、法律支援の申請権があることを関係当事者に速やかに知らせ（第 35 条）、対象者が未成年者等の場合、3 日以内に法律支援機構に連絡して弁護士を手配させなければならない（第 36 条）。法律支援の申請者が、固定収入のない未成年者、高齢者、障害者等の場合、経済的困窮状況の調査を要しない（第 42 条）。法律支援機構は、支援申請を受けてから 7 日以内に支援の実施可否を決定し、決定日から 3 日以内に法律支援者を指定し、法律支援に当たらせなければならない（第 43 条）。法定の時効等まで 7 日を切り、直ちに訴訟等を行う必要がある等の場合、法律支援機構は、申請を受けた後、先行して法律支援を行うことができる（第 44 条）。法律支援機構が高齢者、障害者に法律支援を行うとき、バリアフリーの設備やサービスを提供しなければならない（第 45 条）。被支援者による詐欺等の不当な手段による法律支援の利用、重要な事実の隠匿、虚偽の証拠のねつ造等の状況があるとき、法律支援機構は法律支援を終了しなければならない（第 48 条）。申請者・被支援者は、法律支援の終了に異議があるとき、法律支援機構を設立した司法行政部門に申し立てることができる（第 49 条）。

#### （6）保障及び監督

法律支援機構は、関係規定に基づき、法律支援者に法律支援手当を支給しなければならない（第 52 条）。人民法院は、状況に応じて、被支援者の訴訟費用の猶予・減免を行い、法律支援者の資料複製等の費用の減免を行わなければならない（第 53 条）。被支援者は、法律支援の実行状況を知る権利を有し、法律支援機構等が職責を履行しないとき、司法行政部門に訴えて、法律支援者の交代を求めることができる（第 55 条）。弁護士協会は、法律支援義務の履行を拒否し、若しくは怠った弁護士事務所又は弁護士に対し、懲戒を行わなければならない（第 60 条）。

<sup>7</sup> 中国語原文は「法律帮助」。当番弁護士は、2018 年の刑事訴訟法改正で正式に制度化され、被疑者、被告人に対し、手続選択の提案、強制措置の変更申立て等の援助を行う。高見澤磨ほか『現代中国法入門 第 8 版』有斐閣、2019、12、pp.343-344。

<sup>8</sup> 1840 年以降の革命戦争の戦没者、国や公に殉じた者等を指す。岡村志嘉子「中国の英雄烈士保護法」『外国の立法』No.279、2019.3、pp.99-100。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11249611\\_po\\_02790004.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11249611_po_02790004.pdf?contentNo=1)>